

2022年3月3日
中国電力株式会社

島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る今後の予定について

当社は、2018年8月10日の島根3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請（以下、「3号炉申請」という。）時において、既申請の島根2号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請（以下、「2号炉申請」という。）及び島根2号炉の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る特重審査（以下、「2号炉特重申請」という。）のうち、2号炉申請を優先して審査していただくこと、また許可後にはその他の申請に対する補正申請を実施するとしていた。

先般、2021年9月15日に2号炉申請についての許可を受けており、発電用原子炉設置変更許可申請に係る以降の状況及び今後の予定を以下に示す。

1. 2号炉特重申請（2016年7月4日申請）

2022年2月28日、2号炉申請の審査結果等を踏まえた検討進捗（「標準応答スペクトル」に係る設置許可基準規則の解釈等の一部改正（2021年4月21日）対応の反映を含む）に加え、2021年12月22日に許可された東海第二発電所の特重申請に係る審査内容を反映した補正を実施した。今後は、審査の中で本申請内容について説明してまいりたい。

2. 3号炉申請（2018年8月10日申請）

2021年12月22日、「標準応答スペクトル」に係る設置許可基準規則の解釈等の一部改正（2021年4月21日）への対応を目的として、2号炉申請の審査結果等の反映を含め、『地震』の範囲を補正した。

今後は、準備が整い次第、以下の補正を考えている。

（1）補正内容

a. 内容の最新化（地盤、津波、火山、竜巻、耐震設計、耐津波設計）

3号炉申請後の審査会合（2018年9月4日）において“2013年12月25日付け2号炉申請書の記載に同じ”としていることに対して適切な内容に補正することとの指摘を受けた地盤、津波、火山及び竜巻について、耐震設計及び耐津波設計の内容も合わせ、2号炉申請の審査結果等の反映を含め最新化する。なお、地震については、上述のとおり、2021年12月22日の補正にて最新化済みである。

b. 2,3号炉同時被災の考慮

3号炉申請においては2号炉を燃料装荷前提に、2号炉申請においては3号炉を燃料装荷前提に変更するとともに、同時被災を考慮した体制等に見直す。なお、3号炉

申請（設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等の追加）を、島根2号炉の変更を含む“2号及び3号発電用原子炉施設の変更”として補正することで、2号炉の内容を見直す。

c. 品質管理体制（添付書類十一）の追加

実用炉規則の改正（2020年4月1日施行）への対応として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」を追加する。

(2) 補正後のスケジュール（当社希望）

「解析コード（LANCR/AETNA）」から審査を開始していただき、その後は、各審査項目の関連を考慮し、順次審査を進めていただくことを希望する。

また、審査において支障が無いよう、当該審査の開始までの十分に余裕のあるタイミングで、関連する審査資料を提出する（状況に応じて補正の実施を含む）。

3. 審査対応体制について

上述の当社希望に基づくと、2号炉特重申請と3号炉申請との並行審査になる。加えて、現在、島根2号機の工事計画認可申請の審査を実施いただいているところである。

当社としては、同時に複数の審査へ対応することを想定し、2号炉申請の審査対応実績に照らして、各審査に対応する組織／メンバーを審査項目に応じて専任する等の体制を整備しており、同時期において同一組織の作業等が重複しないため、審査対応への悪影響は無いと考えている。

以上